

年頭挨拶

特許技監 守屋 敏道



2008年の初春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

(はじめに)

経済のグローバル化が進展する中、イノベーションの促進によって我が国の国際競争力強化を図るため、知的財産を迅速かつ的確に保護し活用することが重要となっております。このような視点から、知的財産戦略本部で毎年決定されている「知的財産推進計画」において、特許審査の迅速化について「2008年においても特許審査の順番待ち期間を29ヶ月台にとどめつつ、2013年には11ヶ月に短縮する」という中期目標が掲げられています。

経済産業省・特許庁では、この目標の達成とともに、持続的な経済成長を実現する源泉となるイノベーションの促進のため、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」を策定し、着実に実行しているところです。

(今後の審査・審判の取り組み)

特許審査の現状を概観しますと、7年の審査請求と3年の審査請求が重なり合う審査請求のコブのピークを過ぎ審査請求件数もようやく減少の兆しが見えてきています。また、特許の一次審査件数は、審査官の皆さんの努力により、年間30万件を超える水準に達しました。それでも、2004年から生じた審査請求のコブにより、審査順番待ち件数は2007年末で90万件に届くほどになりました。

この大きな審査順番待ち件数があるために、2008年度は、特許審査の順番待ち期間が最大となることが予測されます。2008年は、知的財産推進計画に掲げられた「2008年においても特許審査の順番待ち期間を29ヶ月にとどめる」という目標を達成する年であり、この節目となる年を如何に乗り切っていくことができるか、これが特許庁、とりわけ特許審査部へ寄せられている期待であります。

2008年は、これまで以上に私達の力量が試される年になりますが、審査官（補）の皆さん一人一人が自らの仕事に高

い誇りを持ち、引き続き一丸となって審査業務に取り組んで頂ければ、決して容易ではありませんが、自ずと良い結果が得られるものと確信しています。

また、審査に対するニーズは多様化してきています。特許審査の国際ワークシェアリングへの対応、早期審査の着実な実行、PCT出願の国際調査の所定期限内処理、面接審査の実施などの多様なニーズに対して一定のルールに従って柔軟かつ円滑に審査業務を遂行していかなければなりません。

このような中であって、中立、公正かつ適正に産業財産権の設定をするという審査・審判の使命を果たすために大事な以下の2点を改めて記しておきたいと思います。

(1) ぶれのない安定かつ確かな審査・審判

審査・審判における進歩性、創作性等の基準は、排他的独占権が得られる技術革新、デザイン革新の競争レベルを決める重要なものです。それぞれの分野において当業者のレベルを適正に考慮し、必要に応じて関係審査官グループでの協議を行って進歩性等の判断を一定に保ち、ぶれのない安定かつ確かな審査・審判を行うことが必要です。それにより審査・審判の質が安定に維持されるとともに、出願や審査請求・審判請求によって権利が得られるかどうかの予見性が高まり、出願人の方々の適切な知財管理も期待できます。

(2) 審査・審判業務の効率的遂行

迅速・的確な特許審査の実現には、審査官の増員、検索外注の質的・量的な拡充とともに、外国特許庁のサーチ・審査結果の有効利用など、知恵を出し合って審査・審判の事務を促進するさまざまな工夫と最大限の努力をしなければなりません。また、審査・審判業務の効率化には、出願人や代理人の方々の協力を得て意思疎通を円滑にすることも欠かせませんが、私達の真摯かつ懸命な取り組みなくして、出願人の方々の理解と協力を得ることはできないと考えています。

(出願人の方々の協力)

世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現と我が国の国際競争力強化のためには、出願人の方々の協力と取り組みも欠かせません。産業界の皆様には、経済のグローバル化と国際競争の激化に対応して、先行技術情報の事前調査を徹底し、その情報を戦略的に活用することなどにより研究開発の先進化・効率化を図り、質の高い出願と審査請求への重点化やグローバルな特許戦略を進めるなど、知的財産戦略の抜本的強化と高度化を図る取り組みを引き続きお願いしたいと考えています。

また、出願の代理人をされる弁理士の方々の協力も審査・審判の促進には欠くことができません。

(特許審査のグローバル化)

世界の特許出願の状況を見ますと、経済活動のグローバル化とイノベーションの競争激化を背景に、世界各国への特許出願は年々増加しています。現在、世界の特許の総出願件数は160万件以上になり、国境を越える出願が約4割を占める状況になっています。

このような特許出願のグローバル化によって、各国で出願手続を行わなければならない出願人の方々の負担の増大や、複数の国に重複して出願される案件の増加による各国特許庁のワークロードの増大といった深刻な問題が生じております。

このような状況のもと、三極特許庁会合等で、各国特許庁の増大するワークロードを削減するため、重複した出願の審査のワークシェアリングが最重要課題として取り上げられ、活発に議論がなされてきました。

ワークシェアリングについての基本理念は、最初の出願を受けた第1庁が早期にサーチ・審査結果を発信し、第2庁はその結果を最大限利用することにあります。この基本理念は、既に実施されている特許審査ハイウェイに取り入れられているものです。

最終審査結果を相互に利用する特許審査ハイウェイについては、米国、韓国、英国と試行的に実施しているところですが、特に、本年1月からは韓国につづいて米国とも本格運用を開始しますし、また、本年3月からのドイツとの試行開始に向けて調整を行っております。更に、デンマーク、カナダ、オーストラリアとの間でも特許審査ハイウェイ実施に向けて協議を進め、特許審査ハイウェイのネットワークを通じて世界的規模でのワークシェアリングを推進する取り組みを展開していきます。

また、本年4月からは、一次審査結果を各国特許庁間で相互に利用するための新たなワークシェアリング施策を実行します。この施策では、我が国からパリルートで海外に出願する際の基礎となる優先権基礎出願について、出願から2年以内に審査請求された案件は、早期審査の請求がなくても、出願公開後、出願から30月以内に審査着手をし、早期にJPO審査官のサーチ・審査の結果を発信することになります。

各国特許庁間でのワークシェアリングを推進することで、世界全体で各特許庁のワークロードが低減するとともに、出願人の方々の海外での特許取得が効率化でき、また特許の質の向上が期待できると考えています。

特許の質の向上については国際的にも強い要請があります。特許の質の向上はイノベーションとビジネスの健全な競争を促進する上で極めて重要なことです。特許の質向上には出願の質と審査の質の向上が不可欠です。そのために、出願明細書での発明の開示のあり方、発明の進歩性や明細書記載要件等の審査基準のあり方について、新しい技術の進展や動向を踏まえながら、国際的に調整を進める必要があります。国際審査官協議などを通じて審査基準や実務運用について国際的に調整をする取り組みも審査官の重要な職務の一つになってきています。

このように、JPO審査官が国内はもとより、海外での早期権利化や審査基準の国際調整に貢献できる仕組みが整ってきており、まさに特許審査のグローバル化が進みつつあります。

また、昨年はワークシェアリングの取り組みに留まらず、制度調和の一步として、11月の三極特許庁会合において、特許出願明細書の様式を統一することについて合意がなされました。三極特許庁のいずれの特許庁に対しても共通の明細書によって出願することが可能となり、海外で特許取得を目指す出願人の方々の負担軽減が期待されています。

これからも日本国特許庁が世界でリーダーシップをとれるよう、ワークシェアリングの推進や制度調和への働きかけを行うことが重要となります。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

